

空家等対策協議会 部会経過報告

■ 特定空家等協議部会の開催概要

第 1 回	令和 6 年 11 月 29 日 (金)	議題： ①東久留米市空家等対策庁内検討委員会からの報告 ②東久留米市管理不全空家等判定基準について
-------------	----------------------	---

◇ 特定空家等協議部会 経過

令和 6 年 11 月 12 日、19 日と二日間かけて庁内検討部会を開催し、12 日には
 当市の管理課・施設建設課・環境政策課の 3 課にて現地調査を行ったことを報告した。

その後、11 月 26 日に開催した第 14 回庁内検討委員会にて特定空家等候補 2 件について、
 特定空家等に判定されたことを報告した。

またもう一つの議題として、庁内検討委員会より東久留米市管理不全空家等判定基準(案)について採用さ
 れたことを事務局より説明し、委員にご議論いただいた。

〈議題および助言の概要〉

議題①：庁内検討委員会からの報告

特定空家等候補について詳細な経過・現状等を事務局より説明し、特定空家等の判定について委員に
 ご議論いただいた。

部会としての助言

特定空家等候補ケース 1(線路沿い)の措置内容について、
 (7)外構⑦を修繕、または除却 ⇒ (7)外構⑦を修繕、または塞ぐ
 へ変更するよう指摘あり。
 理由としては、外構⑦は除却してしまうと、不特定の者が容易に侵入できる状態になるため。
 上記の措置内容を踏まえて、ケース 1 について特定空家等候補として判定する。
 同じくケース 3(立野川沿い)についても、特定空家等候補として判定する。

議題②：管理不全空家等について

「管理不全空家等」の当市における判定基準について、ご議論いただいた。

部会としての助言

- 1)「又は」「若しくは」の使い方について正しく使い分けること
- 2)判定基準小分類「落雪による通行障害等の発生」について不要ではないか
 ⇒2)について、東久留米市空家等対策協議会委員の学識経験者である
 北村氏へ意見を伺い、「落雪による通行障害等の発生」については関東圏内
 において事象が発生しないだろうと助言をいただき削除した。
 そのほか、以下の通り文言を追加するよう指示があった。(朱書きの部分修正、追記した。)

※以下、東久留米市管理不全空家等判定基準(案)より一部抜粋。

(管理不全空家等)

第 2 本基準において「管理不全空家等」(以下、「空家等」という。)とは、東久留米市内に所在し、
 法第 2 条第 1 項で定める空家等のうち、法第 13 条第 1 項で定める状態にあるものをいう。

(基準)

第 3 市長は、空家等に隣接する接道等から視覚的に確認できる範囲で別表に掲げる管理不全空家等と
 判断される状態のいずれかに該当すると認めるときは、管理不全空家等と判定するものとする。

■ 有効活用部会

【経過概要】

前回の第4期第1回空家等対策協議会以降、有効活用部会の開催はございません。

【予定】

- ・【資料4】東久留米市空家等対策事業スケジュール(案)に記載のあるとおり、次回の有効活用部会は3月頃に第4期第1回目を開催予定でございます。

〈予定議題〉

予定議題①：空家セミナー・相談会について

令和7年5月10日(土)に市民プラザにて空家セミナー・相談会を実施いたします。
令和7年度は2回開催を予定しており、2回目は令和7年10月11日(土)を予定しております。

予定議題②：空家等管理活用支援法人について

現在、東久留米市では空家等管理活用支援法人について「当面は指定しない」と基準を定めておりますが、令和7年度は他の自治体の動向を注視し、調査・研究してまいります。

○空家等管理活用支援法人とは？

市区町村長は、空家等の管理や活用に取り組む NPO 法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人として指定(空家法 23～28 条)。

【空家等管理活用支援法人の指定を受けられることができる法人(空家法 23 条)】

- ・特定非営利活動法人(NPO 法人)
- ・一般社団法人(公益社団法人)
- ・一般財団法人(公益財団法人)
- ・空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社

【空家等管理活用支援法人が担える主な業務(空家法 24 条)】

- ・空家等所有者からの相談や援助に関する業務
- ・自治体からの委託に基づく空家等の確認や改修等の管理に関する業務
- ・自治体からの委託に基づく空家等の所有者の探索に関する業務
- ・空家等の管理活用に関する調査研究・普及啓発に関する業務 など